定　　款

社会福祉法人　セント・ジョセフ会

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教の愛の精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

（イ）児童養護施設の経営

（ロ）障害児入所施設の経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）　第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）子育て短期支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人セント・ジョセフ会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の青少年福祉事業、災害時の支援、地域貢献子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を東京都西東京市保谷町四丁目１２番７号に置く。

２　前項の他、従たる事務所を鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１及び広島県呉市豊浜町豊島３０８２番地５に置く。

第 2 章　　評 議 員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員９名以上１１名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　　評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）事業計画及び収支予算

（１０）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

（１１）公益事業・収益事業に関する重要な事項

（１２）解散

（１３）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、または記名押印する。

第　４　章　　役員　及び　職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　８名以上10名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を副理事長、２名を常務理事とする。

４　前項の副理事長及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第１８条　社会福祉法第44条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第44条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他の特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、副理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２１条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２４条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、

理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章　参 与

（参与）

第２５条　本会に必要に応じて置くことができる。

2　参与は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

（参与の職務）

第２６条　参与は、理事長の要請により本会の業務に参与する。

2　参与は、理事長が必要と認めたときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（参与の任期）

第２７条　参与の任期は、理事の任期に準ずる。

（参与への報酬等）

第２８条　参与に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章　理 事 会

（構成）

第２９条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長、副理事長及び常務理事の選定並びに解職

（招集）

第３１条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第　7　章　　資産　及び　会計

（資産の区分）

第３４条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４２条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３５条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３６条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３８条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３９条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第４０条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第４１条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第　８　章　　公益を目的とする事業

（種別）

第４２条　この法人は、定款に定める地域における公益的な事業として、児童、社会福祉の発展に寄与するため、児童福祉を主として利用者及び地域児童の健全な育成と、関係者の資質の向上等に役立てることを目的として、次の事業を行う。

（１）日中一時支援事業

（２）山中湖林間寮事業

（３）児童自立生活援助事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第　９　章　　解　　散

（解散）

第４３条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４４条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第　１０　章　　定款の変更

（定款の変更）

第４５条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその

旨を東京都知事に届け出なければならない。

第　１１　章　　公告の方法　その他

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、社会福祉法人セント・ジョセフ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４７条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　マリー・デ・セットドゥラー
理　事　　マリー・セント・マルタ
理　事　　マリー・セント・ジェームス
理　事　　マリー・ド・ロザリー
理　事　　セント・マルグリット・マリー
理　事　　マリー・デ・ロヨラ
理　事　　セント・アンナ・マリー
理　事　　セント・マリー・マダレン

２　平成１３年２月２２日付定款変更認可申請に係る理事の増員に伴い、選任される理事員の任期は、定款第６条の規定にかかわらず、平成１５年２月２８日までとする。

３　平成１８年１２月２８日付定款変更認可申請に係る評議員会設置に伴い、選任される評議員の任期は、定款第１７条の規定にかかわらず、平成１９年２月２８日までとする。

定款別表　（第３４条関係）

【土地】

（1）　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４７６番１
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
雑種地　（１０，９０５平方メートル）

（2）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４７８番１
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
雑種地　（４２平方メートル）

（3）　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番１
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
宅地　（１２，４２２．８０平方メートル）

（4）　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番１４
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
宅地　（２８０．５５平方メートル）

（5）　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字星久保１５３５番１
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
宅地　（８６０．７５平方メートル）

（6）　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字星久保１５３７番２
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
雑種地　（１，１２２平方メートル）

（7）　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字星久保１５３８番１
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　用地
原野　（７０８平方メートル）

（8）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番２
児童養護施設　聖ヨゼフホーム
境内地　（５６８平方メートル）

（９）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番７
　　社会福祉法人セント・ジョセフ会本部
　　境内地　（２６３平方メートル）

（１０）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番８
　　児童養護施設　聖ヨゼフホーム
　　境内地　（４３０平方メートル）

（１１）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番９
　　児童養護施設　聖ヨゼフホーム
　　境内地　（２５８平方メートル）

（１２）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番１０
　　児童養護施設　聖ヨゼフホーム
　　境内地　（６９平方メートル）

（１３）東京都西東京市田無町一丁目２６４番１
　　児童養護施設　聖ヨゼフホーム
　　境内地　（２，３４０平方メートル）

（１４）東京都西東京市田無町一丁目２６４番４９
　　児童養護施設　聖ヨゼフホーム
　　境内地　（３．３４平方メートル）

（１５）東京都西東京市田無町一丁目２６４番５５
　　社会福祉法人セント・ジョセフ会本部
　　境内地　（８５平方メートル）

（１６）東京都西東京市田無町一丁目２６４番６５
　　児童養護施設　聖ヨゼフホーム
　　境内地　（３３６平方メートル）

（１７）広島県呉市豊浜町大字豊島字峯３０８２番２１
　　児童養護施設　豊浜学寮　駐車場
　　雑種地　（２０平方メートル）

（１８）広島県呉市豊浜町大字豊島字峯３０８２番２６
　　児童養護施設　豊浜学寮　駐車場
　　雑種地　（５４２平方メートル）

（１９）広島県呉市豊浜町大字豊島字妙現３４１４番１１
　　児童養護施設　豊浜学寮　職員宿舎
　　宅地　（３７９．７４平方メートル）

【建物】

（1）東京都西東京市田無町一丁目２６４番地1、２６４番地６５
東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地２
鉄筋コンクリート造陸屋根、ステンレス鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　管理棟
１棟（延４６８．５６平方メートル）

（2）東京都西東京市田無町一丁目２６４番地１、２６４番地６５
東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地２
所在の附属建物　　符号１
鉄筋コンクリート造陸屋根、ステンレス鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　児童園舎
１棟（延３０１．５７平方メートル）

（3）東京都西東京市田無町一丁目２６４番地１、２６４番地６５
東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地２
所在の附属建物　　符号２
鉄筋コンクリート造陸屋根、ステンレス鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　児童園舎
１棟（延３０１．５７平方メートル）

（4）東京都西東京市田無町一丁目２６４番地１、２６４番地６５
東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地２
所在の附属建物　　符号３
鉄筋コンクリート造陸屋根、ステンレス鋼板ぶき２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　児童園舎
１棟（延７２２．３６平方メートル）

（5）東京都西東京市田無町一丁目２６４番地１、２６４番地６５
東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地２
所在の附属建物　　符号４
木造スレートぶき２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　児童園舎
１棟（延３１９．０４平方メートル）

（6）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地９
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　児童園舎（多機能ホール・自立訓練棟）
１棟（延２４９．８８平方メートル）

（７）東京都西東京市保谷町四丁目１３６９番地７
東京都西東京市田無町一丁目２６４番地５５
鉄筋コンクリート造陸屋根、ステンレス鋼板葺２階建
社会福祉法人セント・ジョセフ会本部
１棟（延３７９．４３平方メートル）

（８）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
障害児入所施設　希望の星学園　児童生活棟
１棟（延１，０２１．３８平方メートル）

（９）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１
所在の付属建物　　符号１
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
障害児入所施設　希望の星学園　浴室
１棟（延９２．３１平方メートル）

（１０）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１
鉄筋コンクリートブロック、鉄筋コンクリート造
亜鉛メッキ鋼板・陸屋根平家建
障害者支援施設　星窪きらり訓練棟
１棟（延１９８．３６平方メートル）

（１１）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１
所在の鉄骨コンクリート造、セメント瓦葺平家建
障害児入所施設　希望の星学園　　管理棟　児童園舎
１棟（延９９８．９５平方メートル）

（１２）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１　符号１
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建
障害者支援施設　星窪きらり　成人棟
１棟（１，２５１．３４平方メートル）

（１３）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１　符号２
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
障害者支援施設　星窪きらり　就労支援作業棟
１棟（延１４７．８１平方メートル）

（１４）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１、１４９０番地１４　寄宿舎
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
障害者支援施設　星窪きらり　就労支援作業棟　職員宿舎
１棟（延５１０．３２平方メートル）

（１５）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字赤平１４９０番地１　倉庫
鉄骨造スレート葺２階建
障害者支援施設　星窪きらり　就労支援作業棟
１棟（延２２８．８平方メートル）

（１６）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字星久保１５３７番地２
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
障害福祉サービス事業所　オリーブの丘
１棟（延２４３．８６平方メートル）

（１７）山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　児童宿舎（聖母荘）
鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板瓦葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延９６１．６７平方メートル）

（１８）山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　保育所
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延１４９．９５平方メートル）

（１９）　山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　児童宿舎（みこころ荘）
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延４６２．７８平方メートル）

（２０）山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　居宅
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延９８．９５平方メートル）
符号１　　ボイラー室
コンクリートブロック造陸屋根平屋建　（延２．５５平方メートル）

（２１）山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　児童宿舎(ボスコ荘)
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延１５３．２８平方メートル）

（２２）山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　児童宿舎（ラウラ荘）
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延２５６．５８平方メートル）

（２３）山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰５０６番地２９６　児童宿舎（サビオ荘）
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
児童養護施設　聖ヨゼフホーム　及び　山中湖林間寮事業
１棟（延２５６．５８平方メートル）

（２４）広島県呉市豊浜町大字豊島字峯３０８２番地２８、３０８２番地３１、３０８２番地７、３０８２番地５
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
児童養護施設　豊浜学寮　寮舎
１棟（延1，６６２．０３平方メートル）

（２５）広島県呉市豊浜町大字豊島字妙現３４１４番地１１
鉄筋コンクリート造かわらぶき２階建
児童養護施設　豊浜学寮　職員宿舎
１棟（延３２０平方メートル）

（２６）鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字星久保１５３５番地１
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
障害児入所施設　希望の星学園
障害者支援施設　星窪きらり　自立訓練棟及び職員宿舎
１棟（延１８５．４９平方メートル）